

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します

平成29年 7月 7日

大台町監査委員 中 井 裕
大台町監査委員 堀 江 洋 子

1. 監査結果の措置対象

総務課（平成28年度定期監査による指摘事項）

- ・火災地震等を想定した避難訓練等について
- ・職員のリスク管理について

2. 監査結果報告年月日

平成28年12月22日

3. 監査結果に対する措置通知年月日

平成29年 7月 7日

4. 指摘事項と措置状況の内容

別紙のとおり

平成28年度 定期監査に対する措置状況報告

総務課

指摘事項等	改善措置内容
<p>(6) 火災地震等を想定した避難訓練等について</p> <p>庁舎の消防計画等に基づいて、通報、消火、避難等の訓練を定期的実施されたい。</p>	<p>本庁舎消防計画に基づき、毎年2回、実施することとする。</p> <p>平成29年度は、4月20日に実施した。(1回目)</p>
<p>(8) 職員のリスク管理について</p> <p>町の信頼の回復に向け、これまで以上に公務員倫理の保持及び法令の遵守を徹底されたい。</p>	<p>全職員を対象に交通安全研修会を平成28年11月15日、16日に、コンプライアンス研修会を平成29年2月28日、3月23日に実施し、交通ルールの遵守及び公務員としてコンプライアンスの重要性の認識を徹底した。</p>